

昭和二十三年法律第六十八号

子防接種法

十 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）

昭和二十三年法律第六十八号  
予防接種法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 予防接種基本計画等（第三条・第四条）  
第三章 定期の予防接種等の実施（第五条・第六条）  
第四章 定期の予防接種等の適正な実施のための措置（第十二条・第十四条）  
第五章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置（第十五条・第二十二条）  
第六章 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する調査等（第二十三条・第三十二条）  
第七章 社会保険診療報酬支払基金の業務（第三十三条・第四十二条）  
第八章 国民健康保険団体連合会の業務（第四十三条・第四十六条）  
第九章 雜則（第四十七条・第五十七条）  
第十章 責則（第五十八条・第六十六条）  
附則

第一章 総則  
第二章 予防接種の業務（第三条）  
第三章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置（第十五条・第二十二条）  
第四章 定期の予防接種等の適正な実施のための措置（第十二条・第十四条）  
第五章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置（第十五条・第二十二条）  
第六章 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する調査等（第二十三条・第三十二条）  
第七章 社会保険診療報酬支払基金の業務（第三十三条・第四十二条）  
第八章 国民健康保険団体連合会の業務（第四十三条・第四十六条）  
第九章 雜則（第四十七条・第五十七条）  
第十章 責則（第五十八条・第六十六条）  
附則

（目的）この法律は、伝染のおそれがある病気の発生及びまん延を予防するため公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。  
（定義）  
第二条 この法律において「予防接種」とは、疾患に対し免疫の効果を得させるため、疾患の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。  
2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。  
一 ジフテリア  
二 百日咳  
三 急性灰白髄炎  
四 麻疹  
五 風疹  
六 日本脳炎  
七 破傷風  
八 結核

（目的）この法律は、伝染のおそれがある病気の発生及びまん延を予防するため公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。  
（定義）  
第二条 この法律において「予防接種」とは、疾患に対し免疫の効果を得させるため、疾患の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。  
2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。  
一 ジフテリア  
二 百日咳  
三 急性灰白髄炎  
四 麻疹  
五 風疹  
六 日本脳炎  
七 破傷風  
八 結核

（予防接種基本計画）  
第三条 厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接

十 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）  
十一 ヒトパピローマウイルス感染症  
十二 新型インフルエンザ等感染症（感染症の法規（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項第二号及び第五十三条第一項第一号において同じ。）又は新感染症（感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。次項第一号及び第五十三条第一項第三号において同じ。）であつて、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病十三前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

この法律において「B類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

一 インフルエンザ

二 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症

三 前二号に掲げる疾病のほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのままん延の予防に資するため特に予防接種を行ふ必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

この法律において「定期の予防接種」とは、第六条第一項から第三項までの規定による予防接種をいう。

この法律において「臨時の予防接種」とは、第六条第一項から第三項までの規定による予防接種をいう。

この法律において「定期の予防接種等」とは、定期の予防接種又は臨時の予防接種をいいう。

この法律において「保護者」とは、親権を行

う者又は後見人をいう。

（個別予防接種推進指針）

第四条 厚生労働大臣は、A類疾病及びB類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものに接種の推進を図るための指針（以下この条及び第四十八条第二号において「個別予防接種推進指針」という。）を予防接種基本計画に即して定めなければならない。

個別予防接種推進指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項

二 当該疾患有する予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項

（予防接種基本計画）

第三条 厚生労働大臣は、予防接種に関する施策

の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接

種に関する基本的な計画（以下この章及び第四

章において「予防接種基本計画」とい

う。）を定めなければならない。

予防接種基本計画は、次に掲げる事項につい

て定めるものとする。

一 予防接種に関する施設の総合的かつ計画的

な推進に関する基本的な方向

二 国、地方公共団体その他関係者の予防接種

に関する役割分担に関する事項

三 予防接種の研究開発の推進及びワクチンの基

本的事項

四 予防接種の適正な実施に関する施設を推進

するための基本的事項

五 予防接種の研究開発の推進及びワクチンの基

本的事項

六 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する

施設を推進するための基本的事項

七 予防接種に関する国際的な連携に関する

事項

八 その他予防接種に関する施設の総合的かつ

計画的な推進に関する重要な事項

九 予防接種の研究開発の推進及びワクチンの基

本的事項

（市町村長が行う予防接種）

第五条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに對し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第十条において「保健所を設置する市」という。）にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならぬ。

都道府県知事は、前項に規定する疾病的発生状況等を勘査して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

（臨時に行う予防接種）

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病的うち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する疾病的まん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて







る目的を達成するため、次に掲げる業務を行  
う。

一 第三十二条の規定により厚生労働大臣から  
委託を受けて行う第二十三条第一項の規定に  
よる調査及び研究並びに第二十四条第一項の  
規定による匿名予防接種等関連情報の利用又  
は提供に係る事務に関する業務

二 第五十七条第一項の規定により市町村長又  
は都道府県知事から委託を受けて行う同項各  
号に掲げる事務に関する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務  
(業務の委託)

四第十四条 連合会は、前条の規定により行う同  
号に掲げる事務に関する業務

五 第二十九条第一項の規定により市町村長又  
は都道府県知事から委託を受けて行う同項各  
号に掲げる事務に関する業務

六 第二十九条第一項の規定により市町村長又  
は都道府県知事から委託を受けて行う同項各  
号に掲げる事務に関する業務

七 第二十九条第一項の規定により匿名予防接  
種等閲連情報を提供しようとするとき。

八 特定B類疾病を定めようとするとき。

九 第二十九条第一項の規定により予防接  
種を行なうために要する費用は、定期の予防接  
種については市町村、臨時の予防接種について  
は都道府県又は市町村の支弁とする。

第十章 雜則

2 国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保  
するため、予防接種の研究開発の推進及びワク  
チンの供給等必要な措置を講ずるものとす  
る。供給の権限を図るものとする。

(国等の責務)

2 第二十九条第二項の規定は前項の規定による  
検査について、同条第三項の規定は前項の規定  
による権限について、それぞれ準用する。

3 国は、予防接種による健康被害の発生を予防  
するため、予防接種事業に従事する者に対する  
研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、第二十三条第一項に定めるものほ  
か、予防接種による免疫の獲得の状況に関する  
調査、予防接種による健康被害の発生状況に  
向上を図るために必要な調査及び研究を行うも  
のとする。

5 病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製  
造販売業者、予防接種を受けた者はその保護  
者その他の関係者は、前各項の國の責務の遂行  
に必要な協力をするよう努めるものとする。

(厚生科学審議会の意見の聴取)

四第十五条 連合会は、連合会予防接種調査等業  
務及び連合会予防接種対象者情報収集等業務に  
係る経理については、その他の経理と区分して  
整理しなければならない。

(報告の微収等)

四第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、  
連合会又は第四十四条の規定による委託を受け  
た者(以下「連合会業務受託者」という。)に  
ついて、連合会予防接種調査等業務及び連合会  
予防接種対象者情報収集等業務に関し必要があ  
ると認めるときは、その業務又は財産の状況に  
関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその  
状況を検査させることができる。ただし、連合  
会業務受託者に対しても、当該受託業務の範囲  
内に限る。

四第十七条 第二項及び第三項の規定による指示  
をしようとするとき。

五 第七条の定期の予防接種等を受けることが  
適当でない者を定める厚生労働省令、第十一  
条の厚生労働省令(医学的見に基づき定め  
るべき事項に限る。)及び第十二条第一項の  
定期の予防接種等を受けたことによるものと  
疑われる症状を定める厚生労働省令を制定  
し、又は改廃しようとするとき。

六 特定B類疾病を定めようとするとき。

七 第二十四条第一項の規定により匿名予防接  
種等閲連情報を提供しようとするとき。

(予防接種等に要する費用の支弁)

四第十八条 この法律の定めるところにより予防  
接種を行なうために要する費用は、定期の予防接  
種については市町村、臨時の予防接種について  
は都道府県又は市町村の支弁とする。

(都道府県の負担)

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前  
条第一項の規定により市町村の支弁する額(第  
六条第二項の規定による予防接種に係るものに  
限る。)及び前条第二項の規定により市町村の  
支弁する額(第六条第一項及び第二項の規定に  
よる予防接種に係るものに限る。)及び前条第  
二項の規定により都道府県の負担する額の二分  
の一を負担する。

(国庫の負担)

四第十九条 国庫は、政令の定めるところによ  
り、第四十九条第一項の規定により都道府県の  
支弁する額(第六条第一項及び第二項の規定に  
よる予防接種に係るものに限る。)及び前条第  
二項の規定により都道府県の負担する額の二分  
の一を負担する。

(国庫の負担)

五 第二項及び第九条の二の政令の制定又は改  
廢の立案をしようとするとき。

一 第二条第二項第十二号及び第十三号並びに  
第三項第二号及び第三号、第五条第一項及び  
第二項並びに第九条の二の政令の制定又は改  
廢の立案をしようとするとき。

二 予防接種基本計画及び個別予防接種推進指  
針を定め、又は変更しようとするとき。

三 第六条第一項及び第三項に規定する疾病を  
定めようとするとき。

四 第六条第二項及び第三項の規定による指示  
をしようとするとき。

五 第七条の定期の予防接種等を受けることが  
適当でない者を定める厚生労働省令、第十一  
条の厚生労働省令(医学的見に基づき定め  
るべき事項に限る。)及び第十二条第一項の  
定期の予防接種等を受けたことによるものと  
疑われる症状を定める厚生労働省令を制定  
し、又は改廃しようとするとき。

六 特定B類疾病を定めようとするとき。

七 第二十四条第一項の規定により匿名予防接  
種等閲連情報を提供しようとするとき。

(予防接種等に要する費用の支弁)

四第十九条 この法律の定めるところにより予防  
接種を行なうために要する費用は、定期の予防接  
種については市町村、臨時の予防接種について  
は都道府県又は市町村の支弁とする。

(都道府県の負担)

だし、緊急の必要がある場合には、国会の承認  
を得ないで当該損失補償契約(第四項の規定に  
よる国会の承認を受けることをその効力の発生  
の条件とするものに限る。)を締結するこ  
とができる。

一 新型インフルエンザ等感染症 感染症法第  
四十四条の二第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

三 新感染症 感染症法第四十四条の十第一項  
の規定による公表が行われたときから感染症  
法第五十三条第一項の政令の廃止が行われる  
までの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

三 新感染症 感染症法第四十四条の十第一項  
の規定による公表が行われたときから感染症  
法第五十三条第一項の政令の廃止が行われる  
までの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

三 新感染症 感染症法第四十四条の十第一項  
の規定による公表が行われたときから感染症  
法第五十三条第一項の政令の廃止が行われる  
までの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間

二 指定感染症(当該指定感染症にかかる場  
合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的  
かつ急速なまん延のおそれのあるものと厚生  
労働大臣が認めたものに限る。) 感染症法第  
四十四条の七第一項の規定による公表が行わ  
れたときから同条第三項の規定による公表が  
行われるまでの間







規定するA類疾病に係る定期の予防接種等を受けた者とみなす。

一部施行日前に旧結核予防法第二十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が予防接種を受けたことによるものであると認定した疾病又は障害については、それぞれ予防接種法第十五条第一項の規定による厚生労働大臣の認定があつたものとみなす。

(検討)

**第十二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二十五条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十三年七月二二日法律第八五号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九条、第二十二条第二項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二条中新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第六条** 政府は、伝染のおそれがある疾病的発生及びその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(指針に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の予防接種法(次条並びに附則第五条及び第七条において「旧法」という)第二十条

第一項の規定により定められている指針は、新法第四条第一項の規定により定められた指針とみなす。

#### (報告に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前に行われた旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時予防接種は、新法第十二条の規定の適用については、新法第二条第六項に規定する定期の予防接種等とみなす。

(検討)

**第六条** 政府は、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律に

規定する定期の予防接種であつて二類疾病に係るものを受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種を受けた者と、新法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定するA類疾病に係る定期の予防接種等又は同項に規定するB類疾病に係る定期の予防接種等又は同項に規定するB類

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう)等の関係者の役割の在り方等について

総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (政令への委任)

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十五年三月三十日法律第八号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

#### (検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律に

規定する定期の予防接種法(以下この条から附則第七条までにおいて「新法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(指針に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の予防接種法(次条並びに附則第五条及び第七条において「旧法」という)第二十条

第一項の規定により定められている指針は、新法第四条第一項の規定により定められた指針とみなす。

#### (報告に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前に行われた旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時予防接種は、新法第十二条の規定の適用については、新法第二条第六項に規定する定期の予防接種等とみなす。

(検討)

**第六条** 政府は、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律に

規定する定期の予防接種であつて二類疾病に係るものを受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種を受けた者と、新法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定するA類疾病に

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう)等の関係者の役割の在り方等について

規定期の施行前に旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種であつて二類疾病に係るものを受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種を受けた者と、新法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

#### (政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十五年一月二七日法律第三百四号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

#### (検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるとときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(処分等の効力)

**第六十六条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるとときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

**第六十七条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によるものとみなす)

以下この条において「感染症法」という。)第六条第七条第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとあるのは、「予防接種法」である。

第六条第七条第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四

条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報報を公表したもの(次号において「特定新型インフルエンザ」という。)

第六条第七条第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第六条第七項に規定する定期の予防接種法第二条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種であつて一類疾病に係るもの又は同項に規定する臨時の予防接種を受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種を受けた者と、新法第十六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病又は新法第六条第一項若しくは第三項に規定するB類疾

病として厚生労働大臣が定めたもの

のとすると。

政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう)等の関係者の役割の在り方等について

一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したものうち新法第六条第一項又は第三項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

#### (政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇三号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

**第一百二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

#### 附 則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇三号) 一 略

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

**第一百二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

**第六十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(法律の施行に伴い必要な経過措置)

## 附 則（令和二年一二月九日法律第七五

号）抄  
（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一二月九日法律第九六  
号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関するワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者（新予防接種法第十三条第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。）又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関する者を相手方として政府が締結する当該ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償するものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（予防接種法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた第五条の規定による改正前の予防接種法（以下「旧予防接種法」という。）附則第七条第一項の規定による厚生労働大臣の指定及び指示は第五条の規定による改正後の予防接種法（以下「新予防接種法」という。）第六条第三項の規定により行われた厚生労働大臣の指定及び指示とみなし、かつ、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた当該感染症に係る旧予防接種法附則第七条第一項の規定による予防接種は新予防接種法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなして、新予防接種法の規定を適用する。この場合において、新予防接種法第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」と新予防接種法第二十五条第一項中「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、新予防接種法第二十七条第二項中「都道府県又は市町村の支弁する額（第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）」とあるのは「市町村の支弁する額」とする。

2 厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者（新予防接種法第十三条第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。）又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関する者を相手方として政府が締結する当該ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約については、旧予防接種法附則第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新予防接種法第二十九条の規定は、適用しない。

第十五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が刑法施行日前である場合には、刑法施行日の前までの間ににおける第六条の規定による改正後の予防接種法第五十八条から第六十条までの規定の適用については、これらの規定中の「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。